

豊後高田市いじめ防止基本方針

2020年（令和2年）12月

豊後高田市

豊後高田市教育委員会

豊後高田市いじめ防止基本方針

目次	1
はじめに	2
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	3
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	3
2 いじめの定義	3
3 いじめの理解	5
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	6
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	9
2 市教育委員会が実施すべき施策	11
3 学校が実施すべき施策	13
第3 重大事態への対処	21
1 市教育委員会又は学校による調査	21
2 市長による再調査及び措置	26
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	27

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は人体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

豊後高田市では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、市民及び関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

しかしながら、いじめの問題は複雑化・多様化し、インターネットを通じて行われるいじめ等新たな課題も生じてきました。

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいたときには、最後まで守り抜き、いじめを行った子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

そこで、豊後高田市では、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「豊後高田市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定しています。

法附則第2条第1項には、「いじめ防止等のための対策については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。」とされており、このたび、国的基本方針が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

また、国の改定を受け、大分県においても県の基本方針が改定されました。

これを受けて豊後高田市では「市の基本方針」を改定することとしました。

この「市基本方針」では、いじめ防止等の取組を市全体で推進していくことを目指しています。市民及び関係機関と連携を強化するとともに、豊後高田市立学校においては、国のいじめ防止基本方針、県のいじめ防止基本方針、市の基本方針を参照して、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめを許さない学校風土づくり、いじめの防止等を推進する体制づくりを確立します。そして、「重大事態」等に対して迅速かつ適切に対処します。

第1　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に示されているように、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

よって、市の基本方針は、上記基本理念を踏まえ、さらに、これまでのいじめの対策を活かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

2　いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起ったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様 (例)

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 方言、言葉遣い、発音等について執拗に真似される
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれるなど

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない
 - ・ 席を離される など
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 強弱を問わず身体を叩かれたり、触っていないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して格闘系の技をかけられるなど
- ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 脅かされ、お金を取られる
 - ・ 靴に画鋲やガム、ゴミ等を入れられる
 - ・ 写真や鞄、靴等を傷つけられる など
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される
 - ・ 大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられるなど
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ インターネット上の掲示板、ブログ等に恥ずかしい情報を載せられる
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外されるなど
- (7) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成28年6月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかつた児童生徒は1割程度、加

害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

(3) 本市のいじめの態様では、「冷やかしやからかい。悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の2分の1を占め、その加害側が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行われている。いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにする必要がある。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

また、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する必要がある。

加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりは、未然防止の観点からも重要である。

特にいじめを受けている児童生徒には、

- ・ 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない（告げ口をしたとして）更にいじめが深刻になるのではないか等の不安な気持ちから、いじめを受けている事実を言えない。
- ・ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
- ・ 「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがある。

- ・ ストレスや欲求不満の解消を他の児童生徒に向けることがある。

また、これらに加えて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめ解決への迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装つて行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童生徒が無意識に出しているささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したり、躊躇したりすることなく、個人面談や情報収集を行い、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や面談等によって、常に児童生徒の状況を把握する体制をつくる。児童生徒が困ったときに相談しやすい環境、雰囲気づくりや教育相談、24時間子どもSOSダイヤル等電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して幅広く情報収集するなど、市民総ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、保護者や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、福祉や警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せていることから社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要であ

る。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを行うことのないよう指導に努める。

また、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も大切である。

これら学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭と地域とが一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けた取組を個人情報やプライバシーの保護に留意しながら、全ての大人が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、いじめの問題について学校と地域、家庭とが連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や学校の設置者において、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、平素から学校や学校設置者と関係機関の担当者窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。（豊後高田市いじめ問題等対策連絡協議会の設置）

また、重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県生徒支援チーム」を積極的に活用するほか、医療機関などの専門機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1　いじめの防止等のために市が実施する施策

(1)　豊後高田市いじめ防止基本方針の策定

豊後高田市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊後高田市いじめ防止基本方針を（以下「市基本方針」という。）定める。

市基本方針は実効性の高い取組を実施するため、地域の実情に即してきちんと機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すことができる。

(2)　豊後高田市いじめ問題等対策連絡協議会の設置

①　市連絡協議会の設置

豊後高田市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に向けて、地域の関係機関・団体等が連携した取組ができるよう、いじめの防止等に関する機関及び団体等の代表者等で構成する、「豊後高田市いじめ問題等対策連絡協議会」（以下「市連絡協議会」という。）を設置する。

②　市連絡協議会の構成員

市連絡協議会は、児童相談所、警察、医療機関、保健福祉関係者など必要と認められる機関及び団体並びに市教育委員会、学校と市関係課の代表等で構成する。

③　市連絡協議会の役割

市連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有および協議等を行う。

ア　市基本方針に基づく各団体等の取組状況

イ　いじめ等に関する学校の現状や課題

ウ　いじめの防止等に向けた効果的な取組

エ　いじめの防止等に向けた団体間の連携

オ　市基本方針に基づく取組の検証と市基本方針の見直し　等

(3)　豊後高田市いじめ対策委員会の設置

豊後高田市は、解決が困難な事案については、必要に応じ法24条の規定に則り、「豊後高田市いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を教育委員会に設置する。

①　いじめ対策委員会の構成

いじめ対策委員会の構成委員として医師、臨床心理士のほか、学識経験者等専門的な知識及び経験を有する第三者や市教育委員会等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めるものとする。

② いじめ対策委員会の機能、役割

- ア 市基本方針に基づくいじめの防止等の調査や有効な対策を検討するため専門的知見から支援を行う。
- イ いじめの問題等の未然防止、早期発見等の取組への的確な支援や第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ウ 学校におけるいじめの事案について、設置する学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に、当該組織を活用する。
- エ 学校長の要請に基づき、委員を学校に派遣する。

(4) 基本的施策

いじめの防止等のための基本的施策については、豊後高田市は次の観点から実施するものである。

- ① いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人材体制の整備等
- ② いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、教育相談、電話相談窓口等の周知や相互の連携が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。
 - ・ 県との連携を進める。(県が設置した窓口を市内の関係各者に周知する)
- ③ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備
- ④ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援
- ⑤ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備
 - ・ 具体的には学校ネットパトロールの実施などが想定される。
 - ・ 関係機関との円滑な連携。(関係機関がネットパトロールの実施体制を整備し市町村は関係機関の実施するネットパトロールへの必要な協力をする等)
- ⑥ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動
- ⑦ 重大事態への対処
 - ・ 豊後高田市長は、第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため

必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- ・ 豊後高田市長及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

2 市教育委員会が実施すべき施策

(1) いじめの未然防止のための措置（法第15条及び第19条第1項関係）

- ・ 「夢を描き、実現できる子どもの育成」をキーワードに学校づくりを進め、全ての児童・生徒が参加、活躍できる生徒指導の三機能をいかした分かる授業づくりを推進する。
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校運営協議会委員、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するための取組を行う。
- ・ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教諭、養護教諭その他の教職員を配置し、生徒指導並びに教育相談に係る体制等の充実を図る。
- ・ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教育相談技能等の資質能力の向上を図る。
- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動を踏まえた人権教育等の充実を図る。
- ・ 様々な人々との関わりの中で社会性や思いやり、助け合い、支え合いなど豊かな人間性を育むため、地域交流や職場体験、あいさつ運動、ボランティア活動等の充実が図られるよう支援を行う。
- ・ 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- ・ 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう「教育県大分」創造プラン2016に基づき、学校組織マネジメント推進体制が深化・充実するよう支援する。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談等によるいじめに関する情報の把握と取組内容の点検を行い実態把握に努める。
- 学校いじめ対策委員会の取組等について、月1回報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて学校に対する取組の充実を促す。
- 児童生徒、保護者並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を確保、配置するよう努める。
- 県教育センター教育相談部や24時間子供SOSダイヤル、ネットいじめ相談窓口その他各種相談窓口の周知を図る。
- いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の実施や県教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」（平成25年5月）の活用など資質能力の向上に向けた必要な措置を行う。

(3) いじめへの対応

- 学校による調査や相口等で把握しいじめについては、速やかにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともにいじめた児童生徒に対して事情を確認した上で適切かつ継続的に指導及び支援をするための必要な措置を講ずる。なお、これらの対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関等の連携のもとで取り組むよう指導・助言を行う。
- いじめ問題の解決が長期化、複雑化又は深刻化するおそれのある事態については、いじめ対策委員会及び県の生徒指導支援チームを活用し、いじめ問題の解消を図る。
- 市いじめ対策委員会はいじめに悩む児童生徒や保護者への助言や支援を行うとともに対応に苦慮している学校への指導・助言や支援も行う。さらに、指導後の経過の把握や再発防止に向けた指導・助言も行う。
- 児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような犯罪行為として、直ちに警察に相談・通報することが必要なものについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察と連携した対応をとるよう学校に指導・助言する。
- 学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、状況に応じて当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍している場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行なうことが出来るようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) 重大事態への対処（市教育委員会又は学校）

- ・ 市教育委員会又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査のための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(5) その他

- ・ 市教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて、その改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。
- ・ 市教育委員会は、学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面接・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ・ 市教育委員会は、教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう各学校に対して促す。なお、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教育活動全体をとおして、日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を行う教員を評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・ 各学校は、法第13条に基づき、国又は県・市の基本方針を参照して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。

る。

- ・ 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
 - ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
 - ③ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、保護者や地域住民の方々、関係機関の協力を得て、「どのようにしていじめの防止と早期発見をするのか」「学校がどのような児童生徒を育てようとするのか」「教職員は何をすべきか」「保護者や地域はどう協力するのか」「関係機関との連携はどのようにあるべきか」等地域を巻き込んだものとするほか、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめの防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面接の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・ 各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ・ 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する必要がある。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

① 組織の設置

- ・ 法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くよう明示的に規定しており、各学校は、学校いじめ対策組織を常設するものとする。

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となることに留意する。

② 組織の構成員

- ・ 組織の構成員は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、校長以下複数の教職員のほか、心理・福祉の専門的知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、警察官経験者であるスクールサポートーなどの外部専門家が参加する構成とする。

③ 具体的な組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的な役割は以下のとおりとする。

ア 未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・ いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ・ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

④ 組織の周知

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために

は、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、組織の存在や活動が容易に認識される取組を行う。

- ・ 学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを児童生徒に認識させる必要がある。

(3) 学校におけるいじめの未然防止等に関する取組

市教育委員会及び学校は、連携して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる

① いじめの未然防止

- ・ 全ての児童生徒を対象に「いじめは重大な人権侵害に当たり、決して許されない」という意識の醸成を図り、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことで、いじめが重大な問題と捉えられるよう子どもを育成する。
- ・ その際、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害、加害、周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等法律上の扱い等も学ばせる。
- ・ いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化を図る。
- ・ 未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 地域交流、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通じて、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を構築する態度など道徳性・人権意識を育む取組により、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、誰もが活躍できる機会や自己有用感、充実感を感じられる学校生活、風土づくりを推進する。
- ・ いじめに対してはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、暗黙の了解を与える「傍観者」にならず、勇気を持って学校いじめ対策組織に報告する等いじめを止め、いじめを許さない集団づくりに取り組む。
- ・ 教職員の資質向上のための研修会の実施により、児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に把握し、早期に対応するスキルアップに努める。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長

したりすることがないよう、児童生徒との信頼関係の構築に努め、指導の在り方に細心の注意を払う。特に「いじめられる側にも問題がある」という意識や発言は、いじめを容認するものにはかならず、いじめられている児童生徒を孤立化させ、いじめを深刻化させることに留意する。

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・ 上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ いじめが「発生してから対応する事後対応」から「問題が発生しにくい環境を醸成する未然防止」という考え方の下、全ての児童生徒の健全な社会性を育むことにより、被害者を守るという意味の未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止対策を推進する。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に目を配り、見守りや観察を行うとともに、児童生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないように注意を払う。
- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい

を装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するよう努める。

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制、環境を整え、いじめの実態把握に努める。
- アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員が理解するとともに、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 児童生徒からの相談や聴き取りについて、児童生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー等が対応できる体制の構築に努める。
- 保護者が、児童生徒がいじめを受けていると疑われる様子がある時に、相談するための相談窓口を設け、その周知を行う。
- いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告ルート、記録の方法など、組織的な情報収集のための基本的なルールなどを策定する。

(5) いじめに対する措置

- 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し、懲戒処分の対象となり得る。
- 児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告や相談があった場合は、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒が「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、その後の報告・相談を行わなくなる可能性があるため、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応につなげる必要がある。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿っていじめに係る情報は適切に記録する。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組

織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。

- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下で必要な指導や支援を継続的に行う。
- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、当該行為が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。また、当該児童生徒の家庭環境や人間関係などによるストレス等いじめ行為に至った背景を把握のうえ再発防止措置を図りつつ、いじめの状況に応じて、心理的孤立や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導計画による指導（出席停止等を含む措置）のほか、警察等との連携による措置も含めた指導、助言、支援を行う。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた側、いじめを行った側の児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

- ・ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

(5) 関係機関との連携

- ・ 「学校と警察の連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールソポーターや県警察フレンドリーサポートセンター等を通じて警察との情報共有を図るほか、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得ながら、児童生徒の早期の立ち直り支援に努める。
- ・ 児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 県教育センター教育相談部、24時間いじめ相談ダイヤル、ネットいじめ相談窓口、大分地方法務局「子どもの人権110番」など学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対し、企業やNPO法人等との連携による情報モラル講習や啓発活動を行う。
- ・ 学校運営協議会を活用し、保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで問題解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域で子どもを見守り育てる輪を広げるため、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や地域の文化芸能等の行事等を通じて地域の方々とふれあう機会を増やす。
- ・ いじめを行った児童生徒に対し教育上必要な指導を行っているにもかかわらずその指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校は所轄警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成（法第19条関係）

- ・ 「情報」等の授業を通じて、これからの中の情報化社会の中で生きていくために必要な情報を発信する責任や自ら情報の必要性を判断する能力を身につける情報モラル、情報リテラシー教育の充実を図る。また、専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、様々な機会を使って、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進する。
- ・ 教職員は、アンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童生徒のSNS等

の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報の共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、通信事業者等と連携を図りながら、関係する児童生徒に対する指導を適切に行う。

- ・ ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講ずる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

(7) 校内研修の充実

- ・ 全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・ 教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる

第3 重大事態への対処

1 市教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の意味について

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている（いじめ法第28条第1項2項）。

- ① 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

- ② 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは

いえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告する。

市教育委員会は学校の報告を受けた後、速やかに市長に報告するとともに重大事態の対処に向けた支援、助言等を得るべく県教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図るようにする。

(4) 調査を行うための組織について

ア 学校が調査主体となる場合

学校が調査の主体となる場合、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適

切な専門家を加えるなどの方法により調査する。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

公立学校における調査において、市教育委員会が調査主体となる場合、法28条第1項の教育委員会が設置する「豊後高田市いじめ問題第三者調査委員会」(以下「第三者調査委員会」という。)が調査を行う。

① 第三者調査委員会の構成

当該調査の公平性・中立性を確保する為に、法律、医療、心理、福祉等について優れた識見を有する第三者を委員とし、教育委員会が委嘱する。

委員会は5名以内で組織する。

② 第三者調査委員会の役割

当該学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び再発防止の取組等について教育委員会が必要と認める事項について提言を行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

法第28条がいう「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。市教育委員会又は学校は、第三者調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

i) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

ii) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査は、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行い、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。
- 大分県こころの緊急支援活動チーム(CRT(Crisis Response Team))の派遣依頼をおこなう。自殺事案が発生した学校に対し、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、看護師等からなる学校CRTの派遣を依頼する。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(7) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の適切な提供
 - ・ 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・ 情報の提供に当たっては、市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- ・ 豊後高田市立学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、また、市教育委員会が実施した調査結果は、直接市長に報告する。
- ・ 市教育委員会が設置する学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、市長に報告するとともに、県教育委員会に報告する。
- ・ 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

2 市長による再調査及び措置

(1) 市長による再調査及び機関の設置

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

再調査は、「豊後高田市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）が行う。

① 再調査委員会の構成

当該調査の公平性・中立性を確保する為に、法律、医療、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

委員会は5名以内で組織する。

② 再調査委員会の役割

当該学校における重大事態に係る再調査及び市長が必要と認める事項について調査を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国や県の動向を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、市は自ら設置する学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

附則

この方針は、2015年（平成27年）3月1日から施行する。

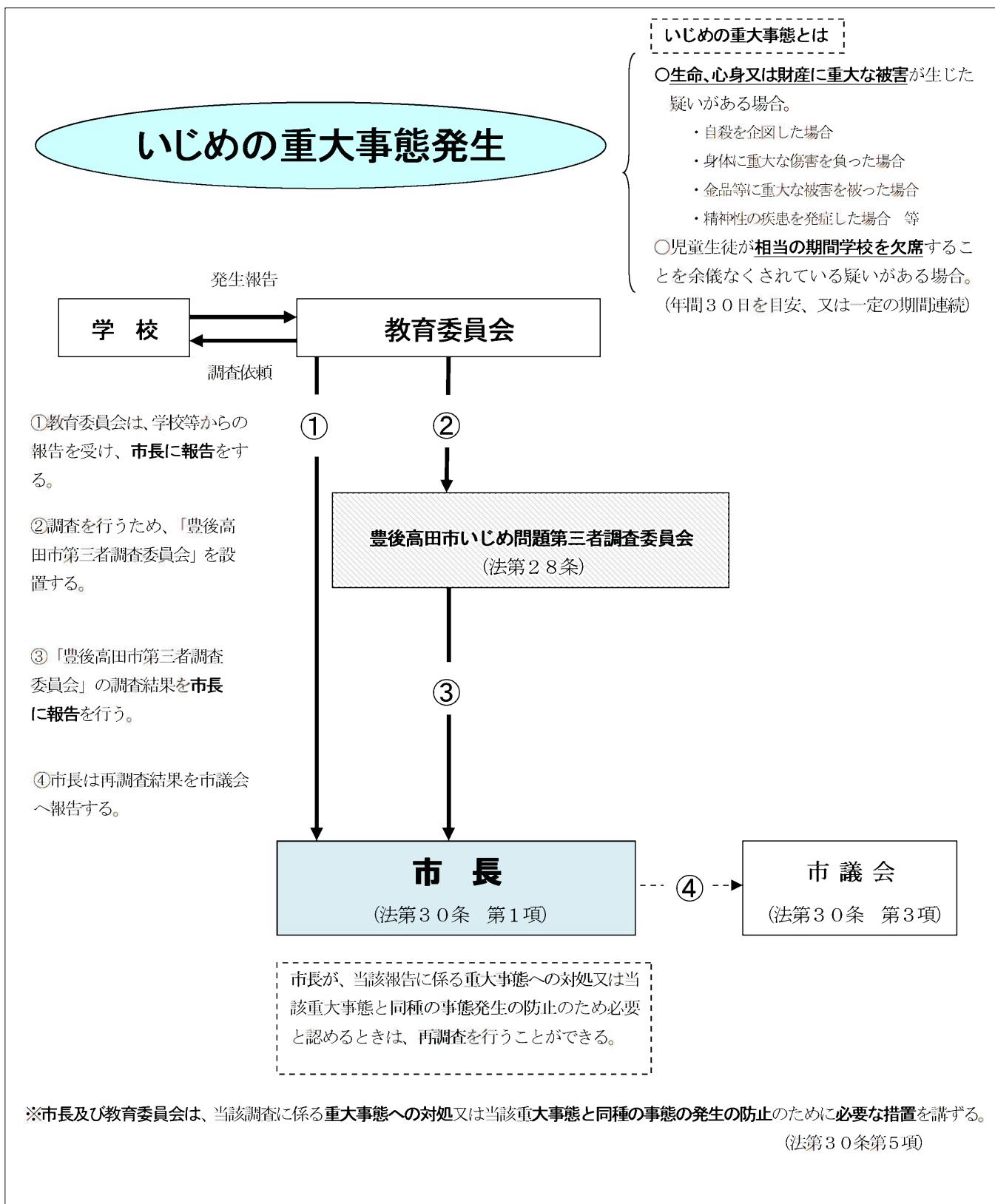
附則

この方針は、2018年（平成30年）3月1日から施行する。

この方針は、2020年（令和2年）12月17日から施行する。

重大事態発生時の場合 概要フロー図

() 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す



3 総合教育会議の開催について

必要に応じて、緊急に総合教育会議を開催し、市長と教育委員会が対応方針や再発防止策などについて協議・調節を行うことができる。